

令和7年9月26日	
担当課	職員課
所属長	藤原 薫
電話	06-4950-5660

職場内秩序びん乱行為を行った職員に対する懲戒処分について

1 被処分者及び処分内容

教育委員会事務局 会計年度任用職員（非常勤事務補助員）

減給（平均賃金の1日分の半額）（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

2 処分年月日

令和7年9月26日（金）

3 処分の概要

被処分者は、令和7年7月7日午後0時30分頃、自身の思い込みにより同僚職員と口論となり、同僚職員の胸を両手で押した。これにより、同僚職員が負傷し、1週間の静養を余儀なくされ、職場の秩序を乱した。

こうした行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるため、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分を行った。

以 上